

森林・林業のすがた

■ 森林の概況

本県の森林の地域特性を標高別に見ると、次の3地域に大別できます。

里山域（概ね標高300m未満）

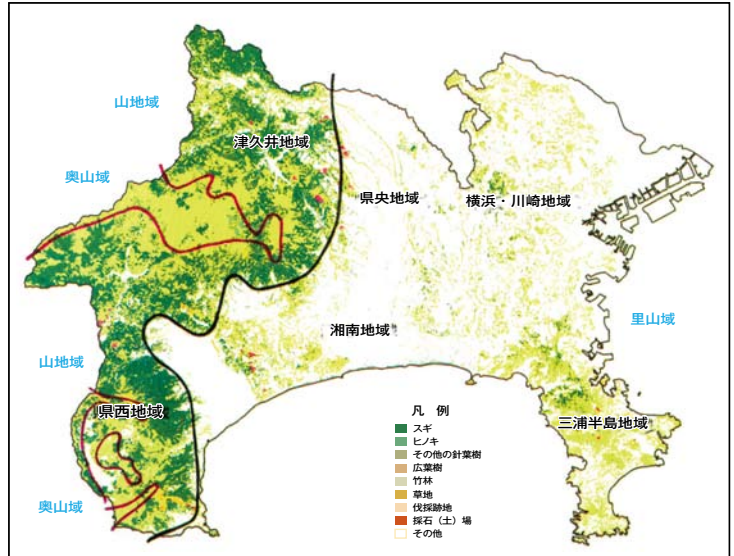
横浜・川崎、三浦半島、県央、湘南、県西地域に及ぶ市街地周辺の平地林及び丘陵林。都市化の進展に伴い生活環境保全空間としてかけがえのない森林地域。

山地域（概ね標高300～800m未満）

丹沢山地と箱根外輪山を中心とする古くから林業生産活動が行われてきた森林地域。相模湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖等のダム上流域は水源かん養林として重要な役割を担う森林地域。

奥山域（概ね標高800m以上）

丹沢の奥地や箱根を中心とした急峻な地形の多い森林地域。ブナを始めとする天然林が多く、県内で最も原生的な自然が残っている。神奈川の原風景とも言うべき貴重な自然環境であり、野生動物を含めて保全していくことが重要な森林地域。



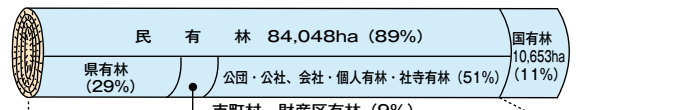
神奈川の森林の現況

森林面積と森林資源

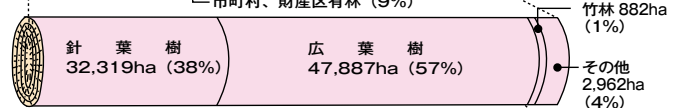
本県の森林面積は県土の39%、94,701haで、全国の都道府県の森林面積では第44位となっています。県民一人当たりでは104㎡で全国平均の1,978㎡と比較すると約19分の1となっています。

また、森林資源のうちスギ・ヒノキ人工林は、36年生以上の森林が90%を占め、資源の成熟化が進んでいます。

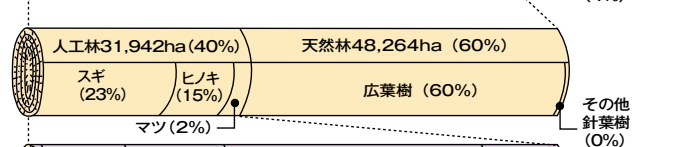
森林の所有形態別面積 (森林面積 94,701ha)



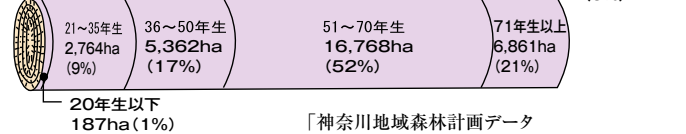
民有林の林相別面積 (民有林面積84,048ha)



民有林(立木地)の樹種別面積 (民有林(立木地)面積 80,206ha)



民有林の人工林の林齢別状況 (人工林面積31,942ha)



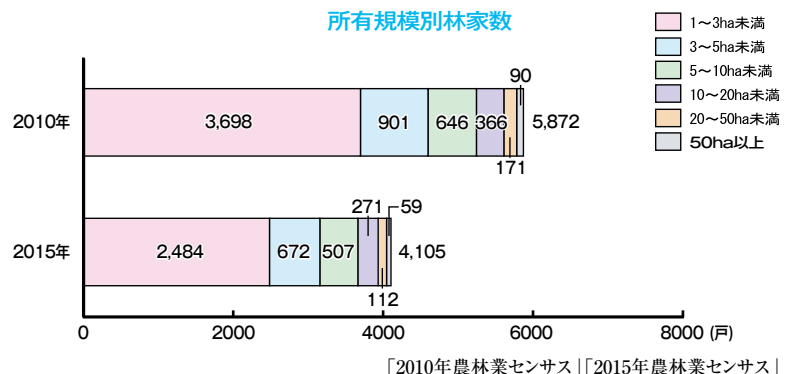
「神奈川地域森林計画データ
(森林法第2条関係)」(H30.4)

※端数処理により、合計が一致しない場合もある。

森林の所有規模

1.0ha以上の林家を森林の所有規模別に見ると、1～3ha未満の林家が全体の61%を占めており、所有規模は極めて零細です。また、森林整備に関心のない所有者や森林の所在する市区町村と違う区域に居住する所有者が増加する傾向にあります。

所有規模別林家数



「2010年農林業センサス」「2015年農林業センサス」

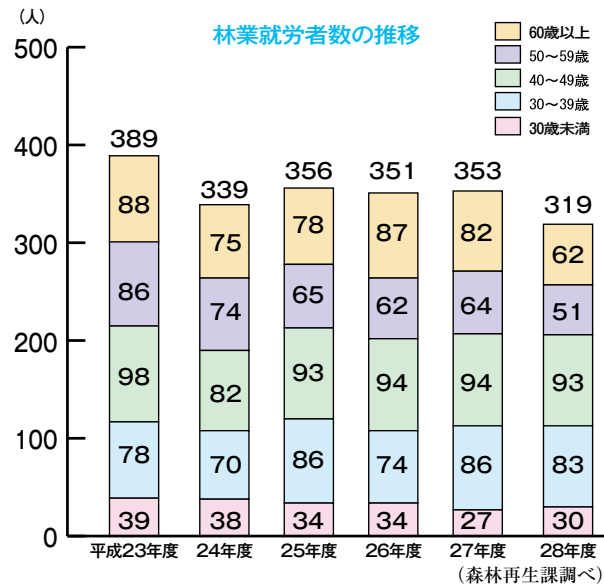
■ 林業を支える人々

林業就労者数は昭和45年度は692人いましたが、長期的には減少しています。

また、60歳以上の割合が、平成7年度には40%を占めていましたが、近年は若返りが進み、平成28年度は19%となっています。



かながわ森林塾の現場研修(演習林実習コース)



かながわ森林塾

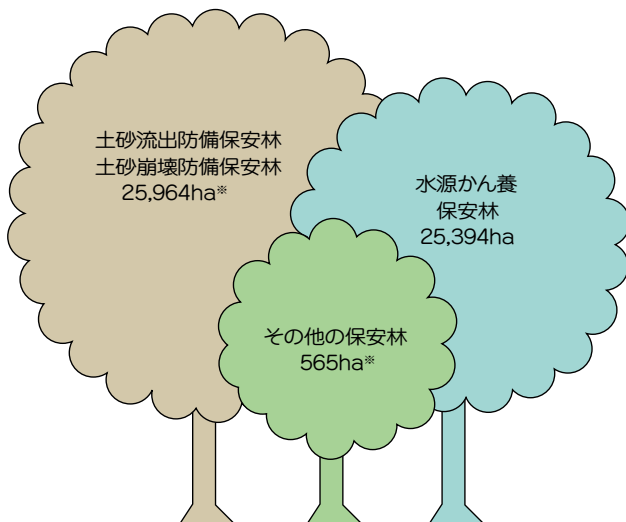
林業の担い手の確保・育成を着実に進めるため、平成21年度に担い手育成の研修機関として「かながわ森林塾」を開校しました。ここでは、林業の仕事をしてみたいという人たちから、高度な知識・技術を学びたいという既就労者の人たちまで、様々な技術レベルに応じた研修を行っています。

研修対象	研修コース	研修コース内容
林業就業希望者	森林体験コース	○森林・林業に関する体験実習、座学
	演習林実習コース	○演習林での現場実習、座学
中堅技術者	素材生産技術コース	○間伐材搬出促進のための路網整備・機械集材の技術研修
上級技術者	流域森林管理士コース	○森林・林業に関する実技講習、座学、資格取得のための技能講習
森林整備新規参入者	森林整備基本研修	○森林・林業に関する体験実習、座学

■ 森林を保全するために

保安林の概況

※兼種保安林については、上位のものに取りまとめています。



平成30.3.31現在 (水源環境保全課調べ)

森林は、水源のかん養、洪水や土砂崩れ等の災害防止、生活環境の保全、保健休養の場など様々な役割を果たすことにより県民生活に貢献しています。本県では公益性の高い森林を目的別に13種類の保安林に指定して、森林のはたらきを高めるように努めています。

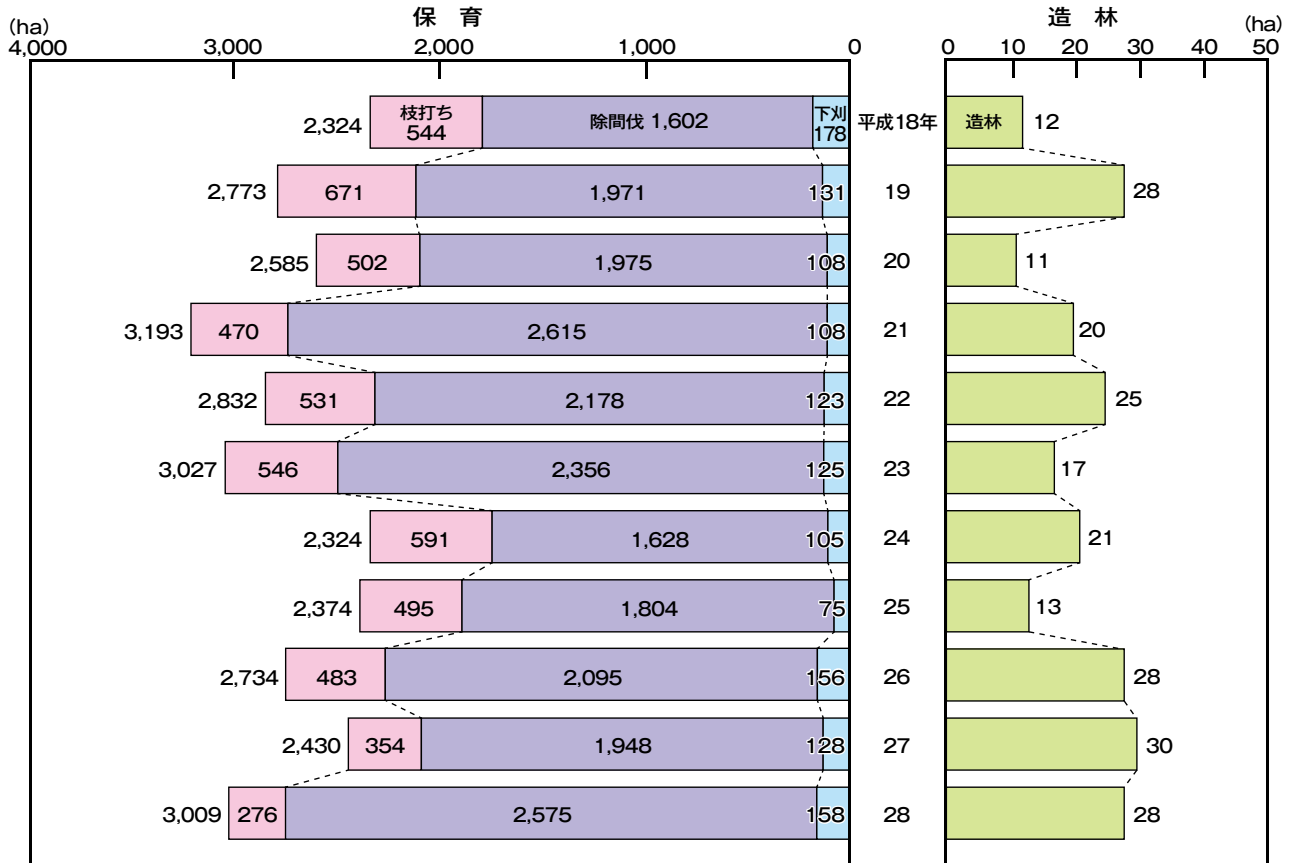
保安林面積は51,923haで、全森林の55%を占めており、全国平均の49%より高くなっています。

保安林に指定された森林では、崩壊してしまった森林の復旧や災害防止のための工事、水源かん養機能等多様な森林機能を向上させるための森林整備などの治山事業を実施しています。

■ 森林の整備

森林の保育（手入れ）

戦中から戦後にかけての大量の森林伐採により裸地状態であった山々は、その後、スギ・ヒノキの植林が進められ、緑が回復しました。これらの人工林は、間伐や枝打ちなどの保育（手入れ）が必要となっていますが、近年は、林業経営の不振により、森林所有者のみでは森林の保育（手入れ）が行き届かないことから、「水源の森林づくり事業」により、県民と一体となった森林づくりを進めています。



(森林再生課調べ)

造林と苗木の生産

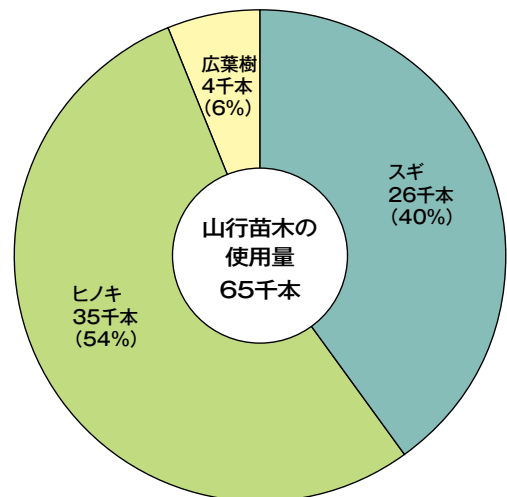
造林面積は、林業経営の不振により昭和27年度の2,131haを最大として、近年は10～30ha程度で推移しています。それに伴い木材生産用のスギ・ヒノキ苗木の使用量は減少していますが、広葉樹の使用量は少しずつ増えてきていますので、生産者は県内の種子による多彩な広葉樹苗木の生産にも力を入れています。

スギ・ヒノキ苗木については、花粉の少ない品種及び無花粉品種の生産に向けた取組を進めており、平成28年度より開始したコンテナ苗木の生産と併せて普及を図っています。



コンテナ苗木による無花粉スギ品種の調査(横浜市戸塚区)

山行苗木*の使用状況(平成28年度)



*山行苗木…苗畑で造林用に育成された苗木

水源の森林づくり

森林は、雨水を蓄えゆっくり流し続けることから「緑のダム」と呼ばれています。そこで、水源地域の森林を水源かん養機能などの公益的機能の高い森林に変えていくため、県民・森林所有者と一体となって「水源の森林づくり」を平成9年度から進めています。



かながわ水源の森林づくり

水源の森林エリア

「水源の森林づくり」は、相模川水系及び酒匂川水系の上流で、城山ダム、宮ヶ瀬ダム及び三保ダムの上流域を中心とした60,900haの森林をエリアとしています。

その中の私有林42,000haの約6割(25,800ha)に対して、県による管理や所有者への支援を進めています。

水源の森林エリア



目標とする森林

「水源の森林づくり」では、スギ・ヒノキの人工林を健全な人工林、複層林、巨木林、針広混交林に誘導したり、広葉樹林を活力ある森林に整備して、多彩で活力ある森林をつくれます。

健全な人工林



間伐等の手入れが行き届いている人工林

複層林



高い木と低い木からなる二段の森林

巨木林



樹齢100年以上の樹木からなる森林

針広混交林



針葉樹と広葉樹が混生する森林

活力ある広葉樹林



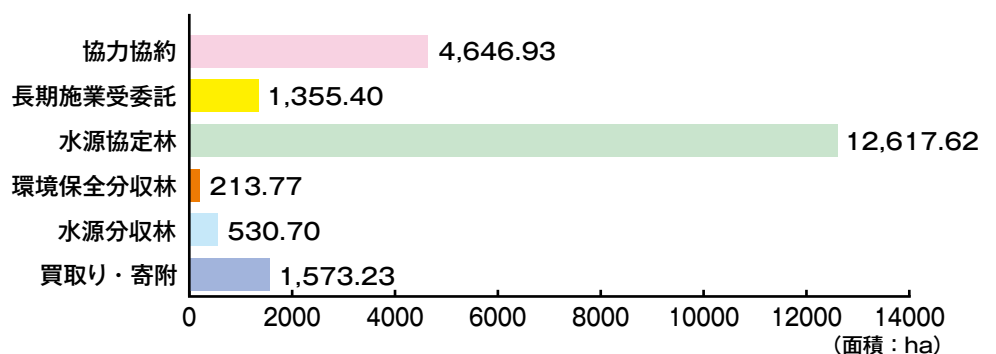
林内植生が豊かな地域の自然環境に適応している広葉樹林

水源の森林づくりの手法

多彩で活力のある森林をつくるには、長い年月と地道な取組が必要です。

水源の森林づくりでは、下記の手法で私有林の公的管理・支援を行っています。

平成9～29年までの公的管理・支援を行うこととした森林の面積



森林づくりの6つの手法

(水源環境保全課調べ)

協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成します。
長期施業受委託	森林組合等が森林所有者から森林を預かって行う森林整備・管理の費用の全部または一部を助成します。
水源協定林	森林所有者との協定（借り上げなど）により、森林を整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備をします。

■ 森林づくり県民運動

県では、赤ちゃんが誕生した記念に植樹をしていただく「成長の森」といったイベント等で森林に親しみながらその大切さを知っていただく活動や、森林づくりボランティア活動等への支援、企業・団体に寄附や間伐などの森林活動に協力いただく「森林再生パートナー制度」など多様な方法により、森林づくり県民運動を推進しています。

「第61回全国植樹祭」を記念したイベントの開催

平成22年5月23日（日）に開催された第61回全国植樹祭を記念して、毎年5月の第4週の日曜日を「かながわの森へ行こうの日！」として、日ごろ森に行く機会の少ない県民の皆様に森へ行くことを勧めています。

また、隔年で「緑の祭典」を開催し、本県の森林再生の取組を発信する象徴的なイベントとして、県民の皆様の理解と協力を得ながら森林づくりを進めています。



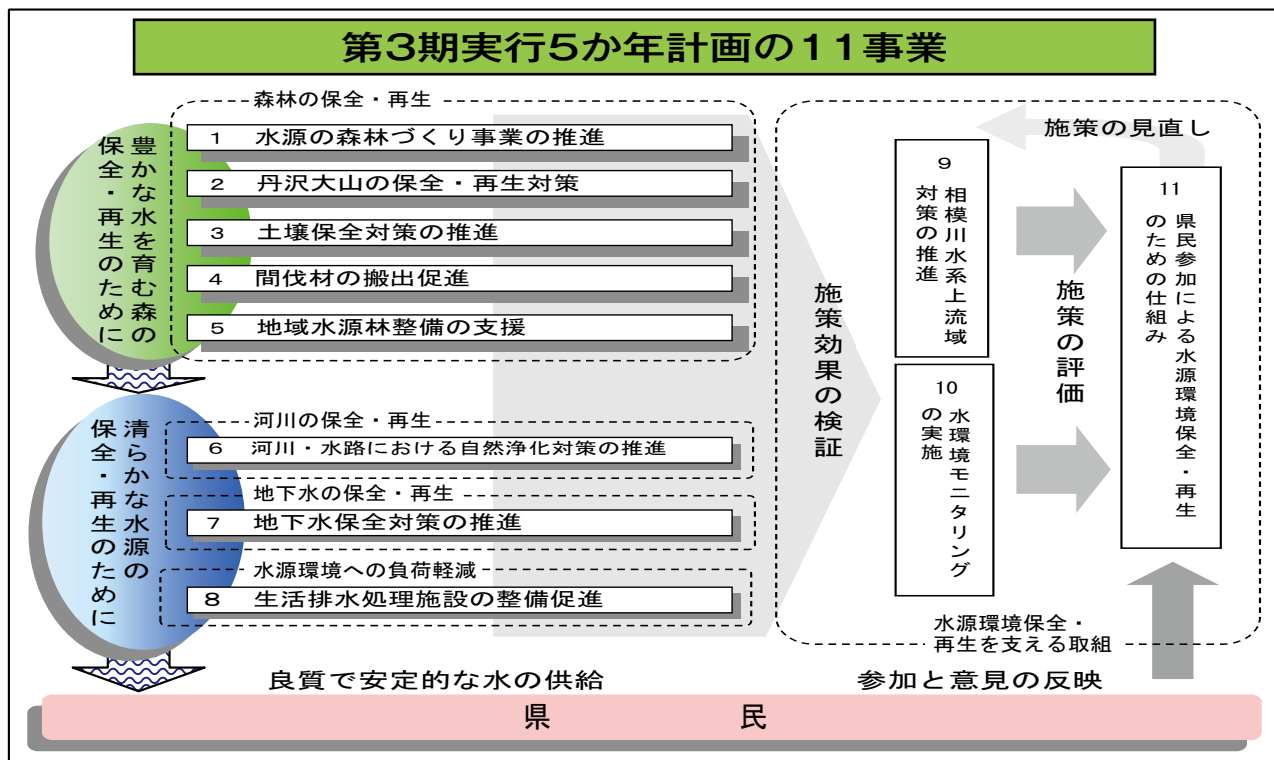
「成長の森」植樹の様子（県立21世紀の森）



「緑の祭典2016」植樹作業（小田原市）

第3期 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（平成29～33年度）

将来にわたり良質な水を安定的に確保するため、県では個人県民税の超過課税※（水源環境保全税）を財源に、第1期（平成19～23年度）、第2期（平成24～28年度）に引き続き、第3期（平成29～33年度）の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を定め、水源の森林づくり事業の推進など、11の特別対策事業を進めています。



（※ 税込規模：年額 約40億円、5か年で約200億円）

■ 森林からの多彩な産物

県産木材の生産量は、昭和40年代のピーク時には、年間10～14万m³でしたが、近年は、木材価格の低迷やコスト増加などにより減少を続け、平成15年には5千m³を下回るまでになりました。

木は、植えて、育てて、使える再生産可能な資源です。緑豊かな森林を保つためには、間伐や枝打ちを行い、その過程で生産された木材を利用することで再び森林の手入れにつなげることが必要です。

このため、道から近い森林では、間伐材を搬出し有効利用を進める取組を強化してきた結果、少しずつ増加してきており、平成28年には3万2千m³の木材が生産されました。

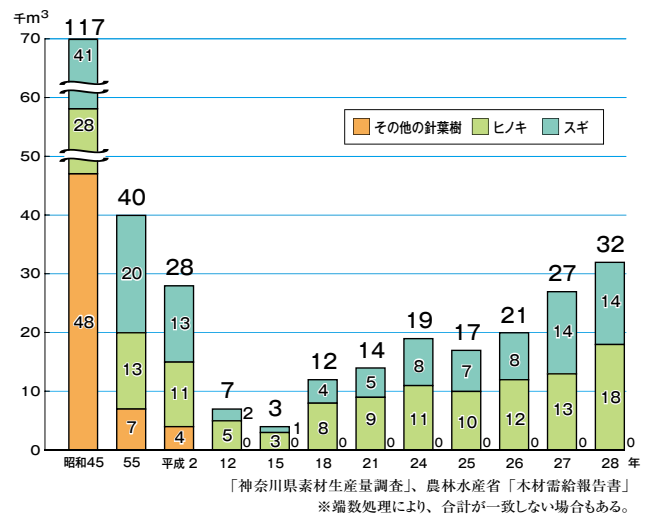
こうして生産された木材の55%は県内の製材工場で柱や板などに製材され、残りは県外で流通しています。

県では、これらの県産木材を県が実施する土木工事や県有施設の建設などに積極的に利用しているほか、保育園や学校などの公共施設や、個人住宅の建築などで利用していただけるよう普及PRに努めています。

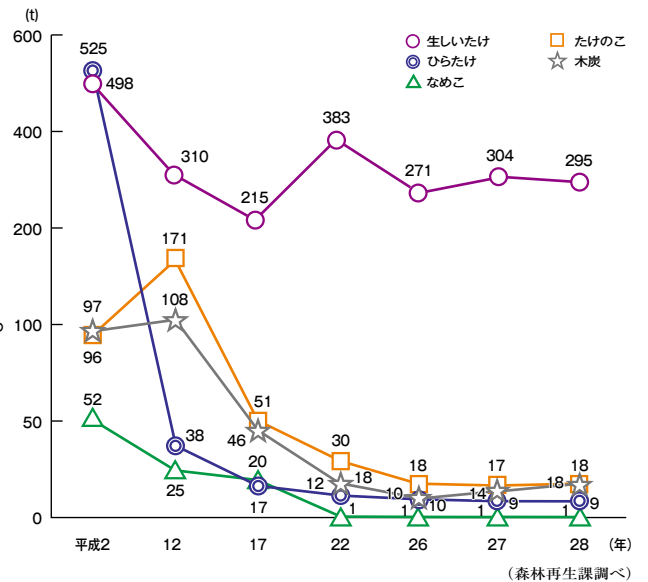
また、森林から生み出される木材を県民の皆様に積極的に利用していただくことにより、健全な森林の保全を目指す取組として「かながわ木づかい運動」を行っています。

素材（丸太）のほかに、しいたけなどのきのこ類や、たけのこ、竹材、木炭などの特用林産物も生産されています。きのこ類は健康食品として注目されています。また、木炭はレジャー用燃料としての用途のほか、調湿・脱臭などに利用されています。

木材生産量の推移



主な特用林産物生産量の推移



ビニールハウスでのしいたけ原木栽培



ふじの花保育園（内装材に県産材を使用）



このマークは、県産木材の利用促進のシンボルマークとして制定したもので、県産木材で作られたテーブルなどに貼りつけるなどのPRに使っています。